

北里大学就職委員会規程

平成7年11月10日制定
平成11年7月16日改正
平成14年4月1日改正
平成18年10月1日改正
平成19年5月18日改正
平成20年4月1日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月1日改正
平成29年9月1日改正
2022年6月3日改正

(設置)

第1条 北里大学における就職指導及び学生の就職活動を円滑に行うため、北里大学学部長会に北里大学就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 就職指導及び職業紹介の基本方針に関すること。
- (2) 企業の調査及び求人開拓に関すること。
- (3) 就職資料の整備に関すること。
- (4) 学内模擬試験、適性検査等に関すること。
- (5) 就職広報誌(大学案内等)に関すること。
- (6) 学部長会の諮問事項に関すること。
- (7) 学部間等の調整に関すること。
- (8) 就職指導の質保証に関すること。
- (9) その他就職指導等の重要事項。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 就職センター長 1人
 - (2) 学生指導委員会委員長 1人
 - (3) 学部教授会、大学院医療系研究科委員会及び感染制御科学府教授会から選出された者 各1人
 - (4) 学部事務室（白金キャンパス大学事務室を含む。）及び医療系研究科事務室から選出された者 各1人
 - (5) 就職センター事務長 1人
- 2 委員長は、前項第1号の委員とする。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

(併設校)

第4条 委員会は、併設校と就職指導等の連絡調整を行うため、併設校の教師会から選出された者及び事務室から選出された者を加えることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長及び委員の任期中に交替があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 この委員会に関する事務は、就職センター事務室が担当する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び北里大学学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (北学総第 29-05109 号)

(施行期日)

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (北学総第 2022-03231 号)

(施行期日)

この規程は、2022年6月3日から施行する。